

13 保証制度

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、奨学金の貸与を受ける本人が、いずれか一方を申込時に選択することが必要です。なお、どちらを選択した場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金返還の義務を負うことに変わりはありません。

機関保証制度	人的保証制度
保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会（以下、「協会」という））に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。 ※一定の保証料の支払いが必要です。 ※機関保証制度加入者は、連帯保証人及び保証人の選任は不要です。	機構が定める条件を満たす人に連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です（17ページ 13 【人的保証制度】（1）参照）。 ※必要な書類（17ページ 13 【人的保証制度】（5）参照）を提出できない場合は、その人を連帯保証人及び保証人に選任できません。

保証の変更について

変更内容	変更の可否及び説明
機関保証 → 人的保証	機関保証から人的保証への変更はできません。
人的保証 → 機関保証	人的保証から機関保証への変更については、以下の場合に学校を通じて願い出ることができます。 【願出の条件】 <ul style="list-style-type: none"> 返還方式を「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更する場合 連帯保証人又は保証人の死亡・破産等やむを得ない事情が生じたが、代わりの連帯保証人又は保証人を選任することが困難な場合 ※なお、あなたが債務整理（破産・民事再生等）を検討するような経済状況である場合は、保証の変更はできません。 【保証料】 変更する場合は、貸与始期にさかのぼり保証料を一括で支払う必要があります。また、機関保証への変更後は、毎月振り込まれる奨学金から一定の保証料が差し引かれます。

【機関保証制度】

(1) 制度の概要

保証機関（協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必要です（原則として機構が毎月の奨学金貸与額から保証料を徴収し、あなたに代わり協会に支払います）。保証委託約款は39ページを参照してください。協会のホームページ（<http://www.jees.or.jp/>）も併せてご覧ください。

なお、第一種奨学金の返還方式（11～13ページ **11** 参照）を「所得連動返還方式」とする場合、機関保証制度を選択する必要があります。

このほか、機構があなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会する「本人以外の連絡先」となる人を指定する必要があります。そして、「本人以外の連絡先」となる人には、奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に署名してもらう必要があります。この「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくこととなります。

（参考）「返還誓約書」の提出の説明は30ページ **1** (3)

(2) 保証範囲と保証期間

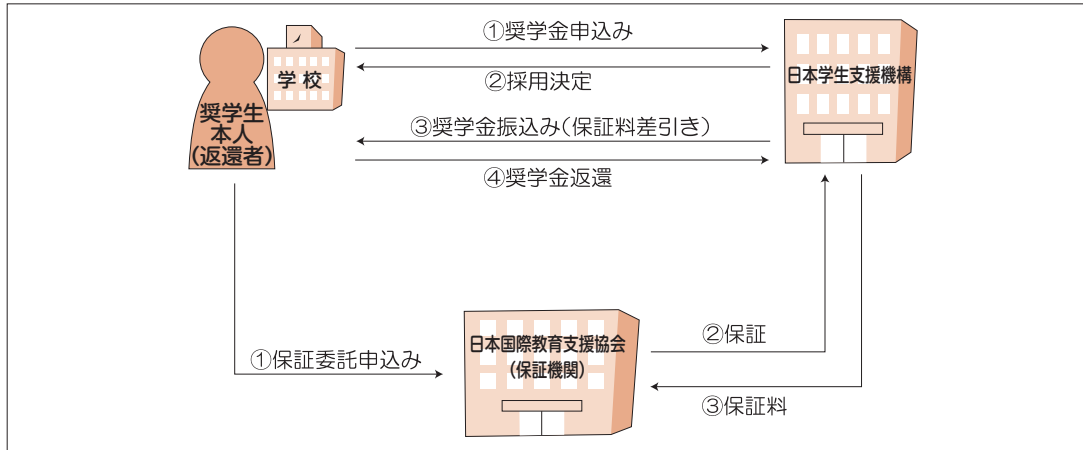
保証範囲は、元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。保証機関（協会）は、第一回の保証料を受領したときから保証を開始します。

(3) 保証料

保証料の月額、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

保証料は、奨学生採用決定時に交付する「奨学生証」でお知らせします。機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。保証料（目安）は、37～38ページ「**参考1** 機関保証制度の保証料（目安）」を参照してください。奨学金の貸与月額等の変更があれば、保証料月額も変わります。

(4) 保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで



- ① あなたが機構に奨学金を申し込みます。同時に保証機関（協会）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 保証機関（協会）が債務の保証をし、機構が採用を決定します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」の提出が必要です。
- ③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。

(5) 保証料の返戻

次の①から③のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返す場合があります。

- ① 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ② 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ③ 機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返す保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座又は振替用口座です。死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方が届け出た口座へお返しします。

(6) 機関保証と返還

機関保証を選択している場合でも、保証料分を含めて奨学金は貸与を受けたあなたが返還しなければなりません。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくてもかまわない」といった誤った考えを持たないようにしてください。

(7) 保証機関（協会）による保証債務の履行（代位弁済）

指定された期日までの返還が滞った場合（返還期限猶予が承認されている場合は除く）、一定期間経過後、機構からの請求によって保証機関（協会）があなたに代わり機構へ債務を弁済します（保証機関（協会）は、機構が持っていたあなたへの債権を取得します）。このことを「代位弁済」といいます。

保証機関（協会）が代位弁済を行った後、あなたは、保証機関（協会）に対して原則として一括で代位弁済額を返済することになります。代位弁済額の返済を滞納した場合は、年10%の遅延損害金が増加されます。また、請求に応じない場合は、法的手続（財産、給与の差し押さえ等）が行われます。特別な理由がある場合には、保証機関（協会）は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

なお、保証機関（協会）が代位弁済を行った後、学校に再度入学して新たに奨学金の貸与を希望しても、奨学金を申し込むことはできません。

【人的保証制度】

(1) 制度の概要

連帯保証人及び保証人として機構が定める条件を満たす人に自らが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人（それぞれ1人ずつ、合計2人）を引き受けてもらう制度です。人的保証を希望する場合には、あらかじめ、連帯保証人、保証人等の役割を説明したうえで引き受けてもらうようお願いし、奨学金の返還について承諾を得てください。なお、奨学生採用時に保証人等の署名等をととのえた「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくこととなります。

(参考)「返還誓約書」の提出の説明は30ページ **1** (3)

(2) 連帯保証人・保証人の役割

連帯保証人

奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。

保証人

あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の2分の1となります（「分別の利益」）。また保証人となった人は、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます（「催告の抗弁権」）。

※本機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。

(3) 連帯保証人・保証人の選任時期

奨学金申込時は保証制度のみを選択し、大学院進学時にインターネットで進学届を提出する際に具体的な連帯保証人及び保証人の情報を機構に届け出ます。ただし、奨学金予約申込時にあらかじめ連帯保証人や保証人となる人から引き受けることの承諾を得ておいてください。

(4) 必要な手続き

奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）したうえで、次の(5)の書類を提出してもらう必要があります。

(注)「返還誓約書」提出時以外にも、奨学金の貸与額・返還額に変動がある変更（月額の変更等）の申請をする場合には、連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

(5) 連帯保証人・保証人の必要書類（「返還誓約書」提出時）

必要書類	連帯保証人	保証人	備考
市区町村で発行された「印鑑登録証明書」（コピー不可） （誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月以前以降に発行されたもの）	○	○	印鑑登録証明書に記載の住所と、進学届で入力する住所は、一致している必要があります。
収入に関する証明書類 （コピー可）	○	×	(例) 源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、年金振込通知書等
「返還保証書」（コピー不可） 及び資産等に関する証明書類（コピー可）	△	△	18～19ページの連帯保証人・保証人の選任条件の例外に該当する場合に提出が必要となります。 ※資産等に関する証明書類は、源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等

○：全員提出が必要。 △：選任した人によっては提出が必要な場合がある。 ×：提出は不要。

(注) 併用貸与の場合は、それぞれの返還誓約書に必要書類を添付する必要があります。必要書類は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

(6) 連帯保証人・保証人の選任条件

①連帯保証人の選任条件【原則、父母】 次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

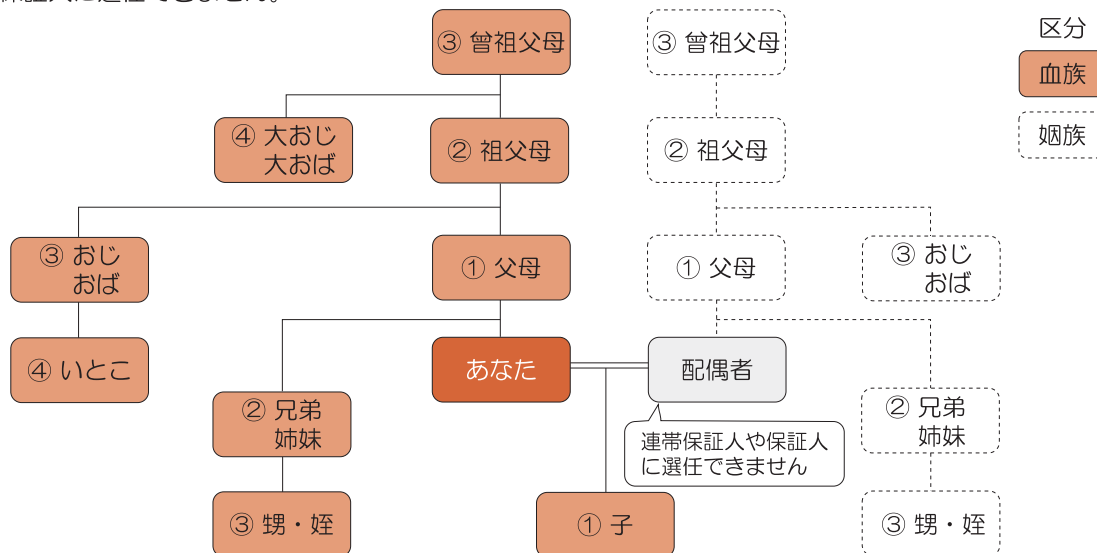
項番	選任条件	備考
ア	あなたの父母。 父母がいない等の場合は、4親等以内の親族の人。	例外として、4親等以内の親族でない人を選任できる場合があります。詳しくは18～19ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」を参照してください。
イ	あなたの配偶者・婚約者でない人。	
ウ	未成年者・学生・債務整理中（破産等）でない人。	
エ	あなたが貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人。	

②保証人の選任条件【原則、おじ・おば・兄弟姉妹等】 次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

項番	選任条件	備考
ア	あなたの父母以外の人。	例外として、以下の場合は保証人に選任できる場合があります。詳しくは本ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外を参照してください。 ・離婚により親権を失った父母 ・養子縁組により親権を失ったあなたの実父母 ・配偶者の父母
イ	あなた及び連帯保証人と別生計の人。	—
ウ	あなた又は連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。	—
エ	4親等以内の親族。	例外として、4親等以内の親族でない人を選任できる場合があります。詳しくは本ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外を参照してください。
オ	進学届提出日時点(2024年4月以降)で65歳未満の人。	例外として、進学届提出日時点(2024年4月以降)で「65歳以上」の人を選任できる場合があります。詳しくは本ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外を参照してください。
カ	未成年者・学生・債務整理中(破産等)でない人。	進学届提出日時点(2024年4月以降)で成年(18歳)に達している学生ではない兄弟姉妹の場合は、あなた及び連帯保証人と別生計の人であれば選任できます。
キ	あなたが貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人。	

【4親等以内の主な親族】

4親等以内の親族とは、「4親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族」のことをいいます。ただし、配偶者は連帯保証人や保証人に選任できません。



連帯保証人・保証人の選任条件の例外

17～18ページ(6)の表中の備考のとおり、例外として、以下に該当する人については、貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人(19ページ参照)であれば選任できます。

- ・4親等以内の親族でない人を連帯保証人に選任する場合
- ・離婚した父母を保証人に選任する場合
- ・あなたが養子縁組している場合のあなたの実父母を保証人に選任する場合
- ・配偶者の父母を保証人に選任する場合
- ・4親等以内の親族でない人を保証人に選任する場合
- ・進学届提出日時点(2024年4月以降)で「65歳以上」の人を保証人に選任する場合

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす人であれば選任できます。ただし、そのことを示す「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要となります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください（「返還保証書」は機構ホームページに公開している「奨学生のしおり」に掲載されているのでコピーして使用してください）。

【貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件】

	条件	資産等に関する証明書類
A	給与所得者：年間収入金額 \geq 320万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等（注1）（注2）
	給与所得者以外：年間所得金額 \geq 220万円	所得証明書、確定申告書の控等（注2）
B	預貯金残高 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）	預貯金残高証明書（注3）
C	固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）	固定資産評価証明書（注3）

（注1）年金収入は給与として取り扱います。

（注2）証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。確定申告書（控）は税務署の受付印があるもの。電子申告の場合は、確定申告書に「受付結果（受信通知：「メール詳細」画面）」又は「即時通知」を添付してください。

（注3）誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

上記のA～Cを組み合わせて貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	条件
A+B	（預貯金残高 \div 16年（注4）） + 年間収入（注5） \geq 320万円（注6）
A+C	（固定資産の評価額 \div 16年（注4）） + 年間収入（注5） \geq 320万円（注6）
B+C	預貯金残高 + 固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）
A+B+C	（預貯金残高 + 固定資産の評価額） \div 16年（注4） + 年間収入（注5） \geq 320万円（注6）

（注4）16年は平均返還予定年数

（注5）年間収入は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は年間所得となります。

（注6）320万円は給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者以外の場合で給与所得もあるときは、年間所得金額（年間所得 \geq 220万円）により判断してください。

【連帯保証人及び保証人の選任について よくある質問】

Q1	配偶者の父母を連帯保証人に選任することができますか。
A1	配偶者の父母を連帯保証人に選任することができます。なお、配偶者の父（母）を連帯保証人に選任した場合、配偶者の母（父）を保証人に選任することはできませんのでご注意ください（18ページ②保証人の選任条件）ウより、連帯保証人の配偶者は保証人に選任できません）。
Q2	離婚した父（母）を保証人に選任することはできますか。
Q3	申込者本人が養子縁組している場合の実父（実母）を保証人に選任することはできますか。
Q4	配偶者の父母を保証人に選任することはできますか。
A2 ～4	次の条件を満たせば例外的に保証人に選任できます。あなた及び連帯保証人と別生計の人であって、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人であることが条件です。 ※進学届提出時に、保証人の「あなたとの続柄」を「父（母）」「その他（4親等以内）」ではなく「その他（知人等）」として入力する必要があります。また、採用後に返還誓約書を提出する際に、保証人の「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要です（18～19ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」参照）。
Q5	2024年3月に18歳となる兄弟姉妹を保証人に選任することができますか。
A5	進学届提出日に入力する誓約日時点（2024年4月以降）で成年（18歳）に達している兄弟姉妹については、下記の条件を満たせば保証人として選任できます。 ・学生でない人（学生である人は保証人に選任できません） ・本人及び連帯保証人と別生計の人 ・債務整理中でない人 ※進学届で保証人の情報を入力する際に、「連帯保証人と保証人は別生計ですね。」という設問で「はい」を選択してください。 ※兄弟姉妹は2親等の親族のため、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出は不要です。

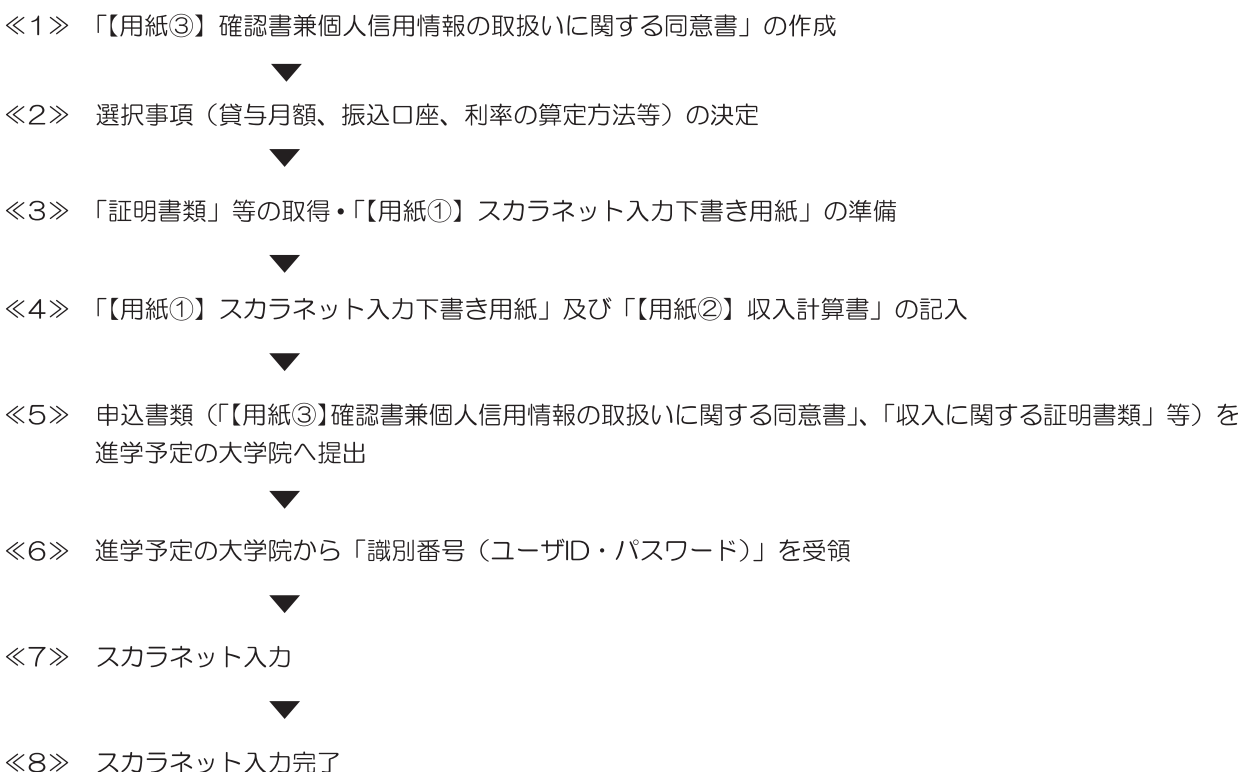
貸与奨学金の申込みは、貸与を希望する学生が、①必要な書類を進学予定の大学院へ提出すること、及び②機構奨学金申込専用ホームページ（スカラネット）にアクセスし必要事項を入力することが必要です。特に②の入力を「スカラネット入力」といいます。

申込書類を進学予定の大学院に提出しないと、スカラネット入力できません。以下をよく読んで、申込みその他の手続きを正しく行ってください。

1 申込みの流れ

申込みの手順は次のとおりですが、別途進学予定の大学院から指示があった場合はそれに従ってください。

以下「1」～「8」は、**2** 申込手順（本ページ～21ページ）の「1」～「8」に対応しています。



2 申込手順（1 申込みの流れ「1」～「8」の詳細）

「1」 「【用紙③】確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」の作成

本冊子に挟み込んでいる「【用紙③】確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」（以下、「【用紙③】確認書兼同意書」という。）の記載内容（個人情報取扱いに関する同意条項を含む）を確認のうえ、あなたが記入・自署をして提出してください（「【用紙③】確認書兼同意書」の記入例を参照してください）。



重要

- ・「【用紙③】確認書兼同意書」の本人住所は、現住所を記入してください。
 - ・氏名は本名を記入してください。
- （参考）個人情報情報機関の説明は 13 ページ **12**

「2」 選択事項の決定

スカラネット入力の際は、次の内容を選択・入力することが必要です。本冊子の説明をよく読み、決めておいてください。

★決めておく主な項目

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------|
| ①奨学金の申込情報（スカラネット下書き用紙 4 ページ参照） | ④利率の算定方法（9 ページ 8 参照） |
| ②奨学金の貸与金額（5 ページ 2 参照） | ⑤保証制度（15～19 ページ 13 参照） |
| ③奨学金振込口座（8 ページ 6 (1)参照） | ⑥返還方式（11～13 ページ 11 参照） |

「3」 「証明書類」等の取得・「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」の準備

以下の書類を準備してください。書類によっては準備に時間のかかるものもありますので、速やかに準備を始めてください。

★準備する書類

- ①「収入に関する証明書類」⇒22～25 ページ **3** 参照
- ②（該当者のみ）「在留資格及び在留期間が明記されている証明書類」⇒6 ページ **4** ③参照
- ③ 奨学生本人の奨学金振込口座として利用する口座通帳等のコピー
⇒「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」**11**～**12** ページ参照

「4」 「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」及び「【用紙②】収入計算書」の記入

「3」で取得した書類を参照しながら、「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」及び「【用紙②】収入計算書」に必要事項を記入してください（本冊子から取り出して使用してください）。

「5」 申込書類を進学予定の大学院へ提出

定められた期限までに、以下①～⑥の書類を進学予定の大学院へ提出します。提出前に必要書類が不備なくととのっているか確認してください（①～③は本冊子に別冊として挟み込んでいます）。

★申込時に進学予定の大学院へ提出する書類

- | | |
|----------------------|-----------------------------------|
| ① 【用紙①】スカラネット入力下書き用紙 | ④ 収入に関する証明書類 |
| ② 【用紙②】収入計算書 | ⑤ （該当者のみ）「在留資格及び在留期間が明記されている証明書類」 |
| ③ 【用紙③】確認書兼同意書 | ⑥ その他大学院が指定する書類 |

（注1）提出された書類は返却しません。特に、後日原本が必要となるものは必ずコピーをとっておいてください。

（注2）④の書類については、マイナンバーが記載されていない書類を進学予定の大学院へ提出してください。

「6」 進学予定の大学院から「識別番号（ユーザID・パスワード）」を受領

進学予定の大学院が提出書類を審査のうえ、スカラネットによる申込み（インターネット入力）に必要な「識別番号（ユーザID・パスワード）」を交付します。同時に「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」が返却されます。

「7」 スカラネット入力

進学予定の大学院が定めた期限までに、スカラネットにより申込みを行います。申込みは、「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」を参照し、奨学金の貸与を受けるあなた自身が行ってください。

スカラネットによる申込手順は、26 ページ「**4** スカラネットによる申込み」を参照してください。

「8」 スカラネット入力完了

入力完了後に表示される受付番号を裏表紙の「おぼえ書き」及び「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」**1** ページに転記してください。